

地区社会福祉協議会の活動の手引き

1. 地区社会福祉協議会とは・・・・・・・・・・ 1
2. 地区社会福祉協議会の組織・・・・・・・・・・ 3
3. 地区社会福祉協議会の活動・・・・・・・・・・ 5
4. 地区社会福祉協議会の位置づけと
社会福祉協議会の支援内容・・・・・・・・・・ 7
5. 地区社会福祉協議会会則（例）・・・・・・・・ 8
6. 地区社会福祉協議会設置規程・・・・・・・・ 12
7. 地区社会福祉協議会助成金交付要綱・・・・・・・・ 14
8. 助成金関連様式・書式・記入例・・・・・・・・ 17

社会福祉法人
知立市社会福祉協議会

(1) 身近な地区で起こる生活課題

生活への不安



「一人ぐらして、病気になると思ったら、不安で」

「最近、子育てで悩んでいるんです…」



活動上の不安



「活動の担い手が高齢化して。今後、どうやって続けていこうか」

「身近なところで何か活動したいんだけど…」



まちに対する不安



「子どもを狙った犯罪が増えているようで…子どもの登下校が心配だわ」

「大きな災害があった時のことを考えると、みんなと声を掛け合う関係が必要。でも、どうすればいいのかなあ」



(2) 地区社会福祉協議会の活動を通じて

- 同じ地区に住む住民どうしが、気軽に声をかけあい、お互いに支えあう関係があれば、生活の場で起きるさまざまな不安や困りごとが解消し、お互いに安心して生活ができるまちが広がっていきます。



- すでに活動に取り組んでいる方や新たに活動を始めたいという方も、気軽に集まり、話し合える場があれば、より活動が充実していきます。



- 犯罪や災害等がおきた場合でも、気心の知れた近隣関係があれば、すぐに駆けつけ合えるなど、身近な地区でより安心して暮らせます。

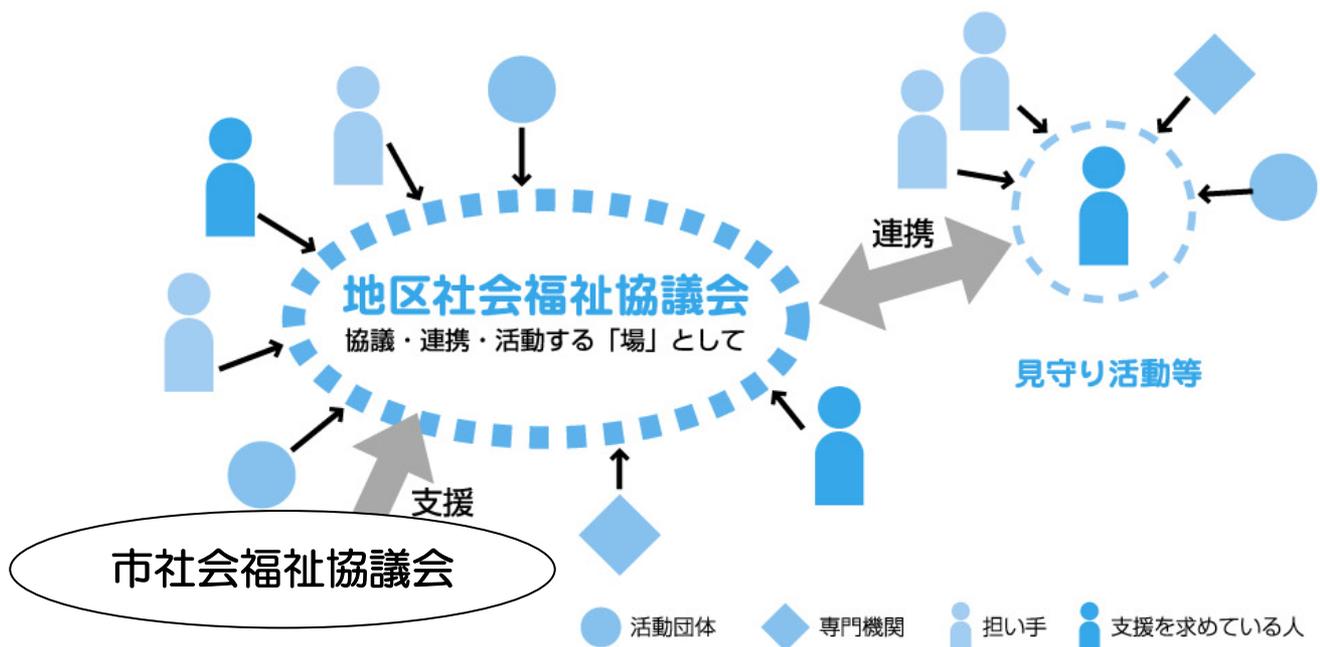


地区社会福祉協議会とは、同じ地区で生活する住民どうしの多様な「つながり」を基礎にした住民の皆さんによる活動組織です。ここでは、個人や地区の抱える課題の発見・共有・解決に向けた取り組みを通じて、身近な地区に安心を広げる活動を行います。



地区社会福祉協議会の組織

- 地区の住民の皆さんで構成されます。地区には、町会・自治会等の住民組織の他に、福祉団体、各種グループ等の活動団体、そして、福祉、教育、保健、医療等の専門機関があり、また、個人で活動をされている方もいます。
- 地区を構成する方々と一緒に力を合わせて、さまざまな困りごとの解決に向けて取り組むことで、地区住民の安心が広がります。



少子高齢化の進展、福祉制度の変革などにより、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズも複雑・多様化しています。

一方で、誰もが、住み慣れた家で、地域で、その人らしく、安心して、安全に暮らし続けたいと願っています。

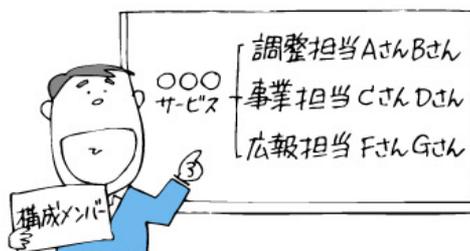
そこで、知立市社会福祉協議会では、行政をはじめとする関係機関等と連携をとりながら、住民主体による小地域福祉活動への支援や地区・地域内のネットワークづくりに取り組み、住民との協働を基礎とした「福祉のまちづくり」の実現を目指しています。

中でも、身近な地区の住民同士が、地区の個人の抱える福祉課題について、地区の社会資源とのネットワークを駆使しながら、お互いに助けあい、支えあっていく『地区社会福祉協議会』づくりを積極的に推進してまいります。

〔組織をつくる上での留意点〕

運営に関して

- 身近な地区のさまざまな団体や個人が参加する地区社会福祉協議会の活動には、柔軟で開かれた運営組織であることが望まれます。
- 運営会議のメンバーを輪番制にするなど、多くの方が参画できる仕組みを作りましょう。
- 活動の盛り上がりによっては、例えば、「福祉学習支援担当」、「支えあい訪問グループ」等小部会を設置することも一案です。推進しやすい方法を検討しましょう。



活動に関して

- 課題に応じて、【キーパーソン】と【構成メンバー】は違ってきます。各団体や個人の得意分野を踏まえつつ、誰が、何を担っていくのかを皆さんで話し合いながら進めていきましょう。

例えば…

「車いす体験を通じて福祉活動に取り組もう」の場合
PTA(キーパーソン)+身近なまちづくり推進協議会+福祉学習支援員



例えば…

「防災体験から福祉のまちづくりについて考えよう」の場合
町会(キーパーソン)+福祉団体+商店街+消防(専門機関)



◎小地域福祉活動とは

町内会や自治会（小地域）を単位として、寝たきりや独り暮らしのお年寄りや重度の障がいのある人など、何らかの援助を必要とする人を発見し、見守りや声かけなど、地域でできる福祉的な援助活動のことです。

◎小地域福祉活動を展開するためには

小地域福祉活動を展開するためには、①実施するための組織（地区社会福祉協議会）をつくり、具体的な活動を始める方法と、②見守りやサロンなど具体的な活動を先に実施して、組織化する方法があります。

地区社会福祉協議会の活動

- 身近な地区の皆さんどうして話し合いを重ねることによって、地区のよいところの再発見や、どうしても解決しなければならない課題など、さまざまなことが見えてきます。よいところをのぼすための取り組みや課題解決に向けた活動など、地区にお住まいの皆さんのアイデアをもとに、さまざまな活動を考えていきましょう。

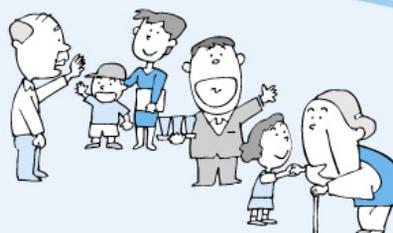
活動例

支えあう



ひとり暮らし高齢者等の
日常的な生活支援

ふれあう



子どもから高齢者を交えた
地域交流会の開催

学びあう



福祉学習会の開催

知りあう



福祉情報の発信

〔活動を進めていく上でのポイント〕

- 地区の皆さんと一緒に活動するためには、活動に向けたプロセスが重要です。この取り組みを通じて、活動がより地域に広がっていきます。

課題を発見しよう

- 地区の問題を出し合いましょ。 (問題を整理することで、具体的な課題が見えてきます。)
- 解決に向けた目標を設定しましょ。
- 計画を立てましょ。



課題を共有しよう

- 課題を解決するには、地区全体で課題を共有する場が必要です。地区の理解の高まりに伴い、担い手も増やすことができます。
(例えば、学習会等話し合える場を設定して、アイデアを出し合う機会を持ってみましょ。)



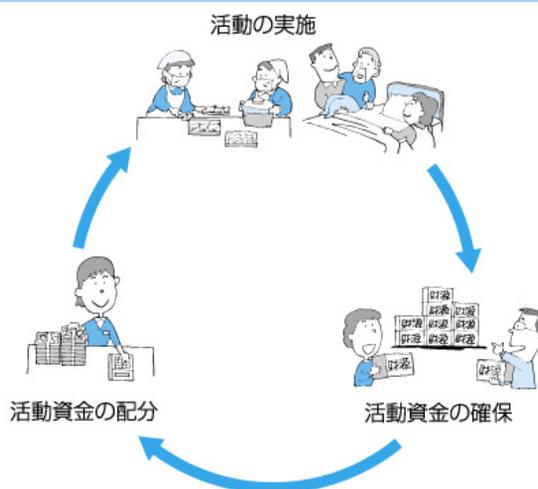
課題解決に向けて取り組もう

- 皆さんで役割分担をして、活動の準備をしましょ。
- 実施してみましょ。
- 実施後は、活動を評価しましょ。



〔活動資金について〕

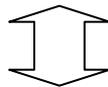
- 地区社会福祉協議会の活動を充実させるためには、活動資金の確保が必要となります。
- 資金としては、会費や、歳末たすけあい・地域支えあい募金、寄付金等の他に、福祉バザーの売上等が、考えられます。
- 各地区の実情に応じて、資金確保のための取り組みを充実しましょ。



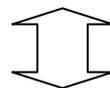
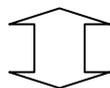
●●● 地区社会福祉協議会の位置付けと 社会福祉協議会の支援内容

- 今後は、地区社会福祉協議会が身近な地区における福祉推進の中核を担っていただき、市社会福祉協議会事務局は、その推進・支援を行っていく組織と位置付けられます。
- 地区社会福祉協議会で行われるさまざまな取り組みに対しては、市社会福祉協議会事務局の地区担当職員が積極的に支援をさせていただきます。
- 地区の皆様による話し合いの過程で、複数の地区共同で取り組むことで課題解決が円滑に行くことや、市全域で取り組むべき事項などが出てきます。その際には、各地区社会福祉協議会との役割分担を明確にしながら、行政との連携のもと、組織全体で取り組んでいきます。

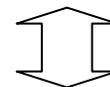
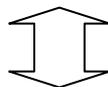
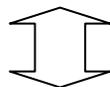
市社会福祉協議会（地区担当職員）
◆情報提供 ◆協議・調整 ◆企画・支援



地区社会福祉協議会
◆運営にかかる会議の開催
◆地区内の取り組み
◎サロン・会食会等地域支えあい活動
◎見守り・声かけ等ネットワーク活動
◎交流・啓発・学習活動
◎その他の福祉活動



◆町内会役員 ◆民生委員 ◆ボランティア
◆老人クラブ ◆婦人会 ◆子ども会 ◆学校
◆福祉施設 ◆当事者団体 ◆企業 ◆その他



地 域 住 民

※ 条文等は、地域の状況に応じて加除修正の上、ご利用ください。

知立市〇〇地区社会福祉協議会会則（例）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、知立市〇〇地区社会福祉協議会（以下「本会」）と称し、事務所は、〇〇公民館に置く。

（区 域）

第2条 本会の区域は、〇〇地区（町内会・自治会）を区域とする。

（目 的）

第3条 本会は、この地区における住民参加による地域福祉活動を推進し、福祉に関する諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決する組織として、住民が安心して暮らせる福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を図る。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- （1）福祉に関する住民要望及び地域課題の把握
- （2）福祉制度及び福祉意識の普及・啓発活動
- （3）住民による声かけ、見守り運動の展開
- （4）サロン事業等、必要に応じた援助活動の推進
- （5）知立市社会福祉協議会、知立市共同募金委員会の事業への協力
- （6）その他、地域福祉活動として必要な事業

（会 員）

第5条 会員は、〇〇地区住民で、本会の目的に賛同し自主的に加入する個人または団体及び法人とする。

（役員等の種類と定数）

第6条 本会に次の役員及び福祉委員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| （1）会 長 | 1名 |
| （2）副会長 | 2名 |
| （3）会 計 | 1名 |
| （4）書 記 | 〇〇名 |
| （5）理 事 | 〇〇名以内 |
| （6）監 事 | 2名 |
| （7）福祉委員 | 〇〇名以内 |

(役員等の選出)

第7条 役員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び書記は、理事会で互選し、福祉委員会の了承を得る。
- (2) 理事及び監事は、福祉委員会で互選する。
- (3) 理事、福祉委員の選出分野は、別表のとおりとする。

(役員等の職務)

第8条 役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、会長の指示を受け本会の経理会計を担当する。
- (4) 書記は、本会の会議の運営及び事業の推進事務を担当する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、事業の執行にあたる。
- (6) 監事は、本会の庶務会計を監査する。
- (7) 福祉委員は、福祉委員会を組織し、重要な事項を審議する。

(役員任期及び補充)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員等の任期は、前任者の残任期間とする。但し、公職にあたるため本会の役員になった者は、その後任者をもってこれに充てる。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に答え、会長の要請により会議に出席できる。

(会議)

第11条 会議は、福祉委員会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が召集し、その議長となる。
- 3 福祉委員会は、年1回以上開くものとする。
- 4 理事会は、年3回以上開くものとする。

(議決の方法)

第12条 福祉委員会及び理事会は、その構成員の過半数の出席で成立し、その過半数をもって決める。可否同数のときは議長の決するところによる。

(福祉委員会)

第13条 福祉委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定・改廃に関する事項
- (2) 役員等の選出に関する事項
- (3) 事業計画及び予算・決算に関する事項
- (4) 会員の負担となる事項
- (5) 資産の処分に関する事項
- (6) その他会長において必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 福祉委員会に提出すべき事項
- (2) 本会の事業運営に関する事項
- (3) 福祉委員会の議決で委任された事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) その他会長において必要と認める事項

(部 会)

第15条 本会に部会を設け、次の事項を行う。

- (1) 広報部会
 広報紙の編集発行を行う。
- (2) ボランティア部会
 地区内のボランティア活動の育成を行う。
- (3) 在宅福祉部会
 当事者への具体的な援助を行う。
- (4) ○○部会
 ○○○○○○を行う。

(経 費)

第16条 本会の経費は、市社協助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(施行の細則)

第18条 この会則の施行に必要な細則は、理事会の議決を経てこれを定める。

付 則

この会則は平成○○年○○月○○日から施行する。

別表

理事・福祉委員の選出分野及び定数(例)

選出母体	理事	福祉委員	備考
町内会・自治会長			
民生・児童委員			
老人クラブ			
子ども会			
小学校・PTA			
中学校・PTA			
幼稚園・保育園保護者会			
婦人会			
福祉施設			
保護司			
当事者団体			
ボランティア			
消防団			
商店			
企業			
〇〇〇			
〇〇〇			
学識経験者			

社会福祉法人知立市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程

(目的)

第1条 住民参加による地域福祉活動を推進し、福祉に関する諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決する組織として、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）を設置し、住民が安心して暮らせる福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を図る。

(所掌事項)

第2条 地区社協は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉に関する住民要望及び地域課題の把握
- (2) 福祉制度及び福祉意識の普及・啓発活動
- (3) 住民による声かけ、見守り運動の展開
- (4) サロン事業等、必要に応じた援助活動の推進
- (5) 社会福祉法人知立市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業への協力
- (6) その他、地域福祉活動として必要な事業

(組織及び運営)

第3条 地区社協は、原則として町内会（自治会）を活動単位とし、地区内の住民組織・団体等の合意により設立されたもので、本会と連携を保ちながら、自主的かつ民主的に運営するものとする。

2 地区社協は、福祉委員をもって組織し、福祉委員は、地区の区域内における地域住民、福祉活動を行う者及び社会福祉関係者等とし、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 地区社協の目的を理解し、協賛する個人及び団体
- (2) 民生児童委員、婦人会、老人会、町内会等の社会福祉に関係する者
- (3) 社会福祉に関係する団体の関係者
- (4) 学識経験者、その他地域福祉活動に積極的な者

(役員)

第4条 地区社協には次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 会 計
- (4) 監 事

- 2 前項の役員は、福祉委員の互選により選出する。
- 3 会長は、地区社協を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その会務を代行する。
- 5 会計は、会計事務を処理する。
- 6 監事は、会務及び会計事務を監査する。
- 7 役員任期は、2年とする。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度開催するものとし、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議の成立は、福祉委員の過半数の出席を必要とする。
- 4 会議の議事は、出席福祉委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第6条 地区社協の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年年3月31日をもって終わる。

- 2 地区社協の経費は、本会助成金等をもってあてる。

(守秘義務)

第7条 福祉委員は、地区社会福祉協議会活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

社会福祉法人知立市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会助成金交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人知立市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置する地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)が地域の福祉活動として実施する活動に対し助成することにより、地区社協活動の増進を促すことを目的とする。

(助成対象)

第2条 この助成金の対象は、社会福祉法人知立市社会福祉協議会地区社会福祉協議会設置規程に基づく地区社協であって本会会長(以下「会長」という。)が適当と認めるものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において会長が別に定める。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする地区社協は、地区社会福祉協議会助成金交付申請書を会長に申請するものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金の額を決定し、地区社会福祉協議会助成金交付決定通知書により当該地区社協に通知しなければならない。

(交付請求等)

第6条 助成金の交付決定を受けた地区社協は、直ちに地区社会福祉協議会助成金交付請求書により会長に請求しなければならない。

2 会長は、前項の請求に基づいて助成金を交付する。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた地区社協は、事業完了後、地区社会福祉協議会助成金実績報告書により会長に報告しなければならない。

(決定の取消し等)

第 8 条 助成金の決定を受けた地区社協が次の各号の一に該当した場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (3) 助成の対象となる期間内に地区社協が解散又は活動を停止したとき。
- (4) その他不適切な事由が認められるとき。

2 助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しにかかる部分に関し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(帳簿の整備等)

第 9 条 助成金の交付を受けた地区社協は、収入支出に関する帳簿及び活動に関する帳簿を備え、経理及び事業の状況を明らかにしておくものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表

地区社会福祉協議会助成対象事業及び基準額・限度額

事業名	対象事業	基準額・限度額
運営・基盤整備事業	地区社会福祉協議会組織の運営及び基盤整備・強化 資機材等の設置費・会議費等の運営費 など	10,000円 +会費実績× 5%(千円未満 切り捨て)
調査・研究活動	住民の福祉意識調査 地域(町内)における福祉課題の把握 など	10,000円 以内
広報・啓発活動	地区社協だより等の発行 地区の福祉活動を啓発するために、原則として年3回以上 発行・全戸配布、及び、毎月発行・町内会回覧 福祉懇談会・つどい等の開催 住民を対象に福祉について考える懇談会・つどい等 福祉講座・介護予防教室・健康教室等の開催 福祉意識の高揚・介護予防・健康増進のための学習 イベント(地区福祉まつり等)の開催 など 福祉の普及・啓発のため、住民参加によるイベント	30,000円 以内
ささえあい 活動	安心ネットワークの構築 地域ぐるみの声かけ・見守り・たすけあい活動 見守りネットワーク・災害時要援護者支援システムづくり 見守り安心マップ・ささえあいマップづくり 地域ボランティア・市民活動 地区ボランティア部会・ボランティア育成講座等 地域ボランティア活動 要援護者支援活動 食事・家事援助・介護・移送サービス、リフォーム、 介護者のつどい、介護講習、子育て講座等	20,000円 以内
ふれあい 交流活動	ふれあい・いきいき(高齢者・障害者・子育て)サロン 茶話会・世代間交流会・福祉体験講座	30,000円 以内
先駆的・モデル 的・提案的事業	上記以外で先駆的・モデル的・提案的事業で、会長が必要と 認めた事業	30,000円 以内

助成合計額は、前年度会費・募金実績の30%(千円未満切り捨て)を上限とする。
運営・基盤整備事業にかかる助成金については、前払いする。

知立市社会福祉協議会長 様

(申請者) 所在地 知立市八ツ田町泉43番地
 団体名 知立市福祉の里地区社会福祉給願会
 代表者 会長 福祉太郎 ⑩
 連絡先(電話番号) 82-8833

地区社会福祉協議会助成金交付申請書

下記のとおり、地区社会福祉協議会助成金の交付申請をします。

記

交付申請額 金 **60,000** 円

1. 事業・活動区分 (*該当区分欄にチェック)					
<input checked="" type="checkbox"/> 組織運営・基盤整備					
<input type="checkbox"/> 調査・研究〔 <input type="checkbox"/> 意識調査 <input type="checkbox"/> 実態調査 <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発〔 <input checked="" type="checkbox"/> 機関誌 <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input checked="" type="checkbox"/> ささえあい活動〔 <input checked="" type="checkbox"/> 声かけ・見守り <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input checked="" type="checkbox"/> ふれあい交流活動〔 <input checked="" type="checkbox"/> サロン <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input type="checkbox"/> 先駆的・モデル的・提案的活動〔 〕					
2. 事業・活動概要 (*開催要項・チラシ等概要がわかる資料の添付により記入省略可)					
年間計画書、地区社協名簿を添付					
機関誌「福祉の里地区福祉だより」発行(毎月発行・500部)					
別添名簿の要援護者への見守り・声かけを実施					
高齢者いきいきサロンを開催(毎月第3土曜日・福祉の里公民館)					
開催要項、開催チラシを添付					
3. 収支予算 (*予算書等内容がわかる資料の添付により記入省略可)					
収 入 の 部	収入区分	金額	支 出 の 部	支出区分	金額
	社協助成金	60,000円		会議費	24,000円
	町内会負担金	10,000円		用紙代	10,000円
	参加者負担金	12,000円		印刷・コピー代	12,000円
				お茶・お菓子代	12,000円
				材料代	24,000円
	収入合計	82,000円		支出合計	82,000円

知立市**福祉の里**地区社会福祉協議会
会 長 **福 祉 太 郎** 様

社会福祉法人知立市社会福祉協議会
会 長 **知 立 花 子**

助成金交付決定通知書

平成20年度地区社会福祉協議会助成金について、地区社会福祉協議会助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

記

1. 助成金額 金 **60,000** 円

2. この助成の対象となる事業

- 組織運営・基盤整備
- 調査・研究
- 広報・啓発
- ささえあい活動
- ふれあい交流活動
- 先駆的・モデル的・提案的活動

3. 助成金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 助成事業に関する帳簿等を備え、収入額、支出額を記載し、その内容を証する書面を整備、保管しておくこと。
- (3) 助成事業完了の日から30日以内に、助成金実績報告書を提出すること。

知立市社会福祉協議会長 様

(申請者) 所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____ (印)

連絡先 (電話番号) _____

地区社会福祉協議会助成金変更交付申請書

下記のとおり、地区社会福祉協議会助成金の変更交付申請をします。

記

変更交付申請額 金 _____ 円

1. 事業・活動区分 (*該当区分欄にチェック)					
<input type="checkbox"/> 組織運営・基盤整備					
<input type="checkbox"/> 調査・研究〔 <input type="checkbox"/> 意識調査 <input type="checkbox"/> 実態調査 <input type="checkbox"/> その他() 〕					
<input type="checkbox"/> 広報・啓発〔 <input type="checkbox"/> 機関誌 <input type="checkbox"/> その他() 〕					
<input type="checkbox"/> ささえあい活動〔 <input type="checkbox"/> 声かけ・見守り <input type="checkbox"/> その他() 〕					
<input type="checkbox"/> ふれあい交流活動〔 <input type="checkbox"/> サロン <input type="checkbox"/> その他() 〕					
<input type="checkbox"/> 先駆的・モデル的・提案的活動〔 _____ 〕					
2. 変更後の概要 (*開催要項・チラシ等概要がわかる資料の添付により記入省略可)					
3. 変更後の収支予算 (*予算書等内容がわかる資料の添付により記入省略可)					
収 入 の 部	収入区分	金額	支 出 の 部	支出区分	金額
	収入合計			支出合計	

知立市 地区社会福祉協議会
会 長 様

社会福祉法人知立市社会福祉協議会
会 長

助成金変更交付決定通知書

平成 年度地区社会福祉協議会助成金について、地区社会福祉協議会助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり変更交付することを決定します。

記

1. 助成金額 金 , 円
(交付既定額 , 円)

2. この助成の対象となる事業

- 組織運営・基盤整備
- 調査・研究
- 広報・啓発
- ささえあい活動
- ふれあい交流活動
- 先駆的・モデル的・提案的活動

3. 助成金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 助成事業に関する帳簿等を備え、収入額、支出額を記載し、その内容を証する書面を整備、保管しておくこと。
- (3) 助成事業完了の日から30日以内に、助成金実績報告書を提出すること。

知立市社会福祉協議会長 様

(申請者) 所在地 知立市八ツ田町泉43番地

団体名 知立市福祉の里地区社会福祉給扇会

代表者 会長 福祉太郎 ⑩

連絡先(電話番号) 82-8833

地区社会福祉協議会助成金交付請求書

下記のとおり、地区社会福祉協議会助成金を請求します。

記

1. 請求額

金 43,000 円

2. 振込口座

あいち中央		銀行 信用金庫 農協	知立	支店
□ 座番号	1234567		種類	普通・当座
フリガナ	チリュウシフクシノサトチクシャカイフクシキョウギカイ カイチョウ フクシタロウ			
□ 座名義人	知立市福祉の里地区社会福祉協議会 会長 福祉太郎			
事業・活動区分(*該当区分欄にチェック)				
<input checked="" type="checkbox"/> 組織運営・基盤整備				
<input type="checkbox"/> 調査・研究〔 <input type="checkbox"/> 意識調査 <input type="checkbox"/> 実態調査 <input type="checkbox"/> その他()〕				
<input type="checkbox"/> 広報・啓発〔 <input type="checkbox"/> 機関誌 <input type="checkbox"/> その他()〕				
<input type="checkbox"/> ささえあい活動〔 <input type="checkbox"/> 声かけ・見守り <input type="checkbox"/> その他()〕				
<input type="checkbox"/> ふれあい交流活動〔 <input type="checkbox"/> サロン <input type="checkbox"/> その他()〕				
<input type="checkbox"/> 先駆的・モデル的・提案的活動〔)〕				

知立市社会福祉協議会長 様

(申請者) 所在地 知立市ハツ田町泉43番地

団体名 知立市福祉の里地区社会福祉給扇会

代表者 会長 福祉太郎 ⑩

連絡先(電話番号) 82-8833

地区社会福祉協議会助成金交付請求書

下記のとおり、地区社会福祉協議会助成金を請求します。

記

1. 請求額

金 12,000 円

2. 振込口座

あいち中央		銀行 信用金庫 農協	知立	支店
□ 座番号	1234567		種類	普通・当座
フリガナ	チリュウシフクシノサトチクシャカイフクシキョウギカイ カイチョウ フクシタロウ			
□ 座名義人	知立市福祉の里地区社会福祉協議会 会長 福祉太郎			
事業・活動区分(*該当区分欄にチェック)				
□ 組織運営・基盤整備				
□ 調査・研究〔 □ 意識調査 □ 実態調査 □ その他()〕				
☑ 広報・啓発〔 □ 機関誌 □ その他()〕				
☑ ささえあい活動〔 声かけ・見守り □ その他()〕				
☑ ふれあい交流活動〔 ☑ サロン □ その他()〕				
□ 先駆的・モデル的・提案的活動〔)〕				

知立市社会福祉協議会長 様

(申請者) 所在地 **知立市八ツ田町泉43番地**
 団体名 **知立市福祉の里地区社会福祉給願会**
 代表者 **会長 福祉太郎** ④
 連絡先(電話番号) **82-8833**

地区社会福祉協議会助成金実績報告書兼精算書

地区社会福祉協議会助成事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業・活動区分 (*該当区分欄にチェック)					
<input checked="" type="checkbox"/> 組織運営・基盤整備					
<input type="checkbox"/> 調査・研究〔 <input type="checkbox"/> 意識調査 <input type="checkbox"/> 実態調査 <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発〔 <input checked="" type="checkbox"/> 機関誌 <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input checked="" type="checkbox"/> ささえあい活動〔 <input checked="" type="checkbox"/> 声かけ・見守り <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input checked="" type="checkbox"/> ふれあい交流活動〔 <input checked="" type="checkbox"/> サロン <input type="checkbox"/> その他()〕					
<input type="checkbox"/> 先駆的・モデル的・提案的活動〔 〕					
2. 事業・活動結果 (*領収書・写、名簿等実績がわかる資料の添付により記入省略可)					
年間報告書、地区社協名簿を添付					
機関誌「福祉の里地区福祉だより」を添付					
別添名簿の要援護者への見守り・声かけを実施					
高齢者いきいきサロンを開催(毎月第3土曜日・福祉の里公民館)					
開催要項、開催チラシを添付					
3. 収支決算 (*決算書等内容がわかる資料の添付により記入省略可)					
収 入 の 部	収入区分	金額	支 出 の 部	支出区分	金額
	社協助成金	55,000円		会議費	24,000円
	町内会負担金	10,000円		用紙代	10,000円
	参加者負担金	12,000円		印刷・コピー代	12,000円
				お茶・お菓子代	12,000円
				材料代	19,000円
	収入合計	77,000円		支出合計	77,000円
4. 助成金精算額					
①. 交付決定額		②. 実績額		③. 精算額(①-②)	
60,000円		55,000円		5,000円	

地区社会福祉協議会活動計画

目 標	地区社会福祉協議会を設置し、地域福祉推進のための基盤整備を行う。 地域住民への広報・普及・啓発を目的に機関誌を発行する。 見守り・声かけネットワーク構築と高齢者サロンを開設する。
-----	---

月	会 議 及 び 行 事 等				備 考
4 月	機関誌発行 全戸配布	理事会			
5 月	機関誌発行 回覧	福祉委員会			
6 月	機関誌発行 回覧	〇〇部会	〇〇部会	〇〇部会	
7 月	機関誌発行 回覧				
8 月	機関誌発行 全戸配布	理事会			
9 月	機関誌発行 回覧	福祉委員会			
10月	機関誌発行 回覧	〇〇部会	〇〇部会	〇〇部会	
11月	機関誌発行 回覧				
12月	機関誌発行 全戸配布	理事会			
1 月	機関誌発行 回覧				
2 月	機関誌発行 回覧	理事会			
3 月	機関誌発行 回覧	福祉委員会			
年間を通じて実施する活動	役員会開催（毎月第1土曜日） 高齢者ふれあい・いきいきサロン開催（毎月第3土曜日） 見守り・声かけ活動（福祉委員により毎月1回随時）				
備 考					

地区社会福祉協議会名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	福 祉 太 郎	町内会長
副 会 長	○ ○ ○ ○	町内会副会長
副 会 長	○ ○ ○ ○	福祉部会長
会 計	○ ○ ○ ○	町内会評議員
書 記	○ ○ ○ ○	婦人会
理 事	○ ○ ○ ○	老人クラブ
理 事	○ ○ ○ ○	○○○○
理 事	○ ○ ○ ○	○○○○
理 事	○ ○ ○ ○	○○○○
理 事		
監 事		
監 事		
福祉委員		

地区社会福祉協議会活動報告

成 果	地区社会福祉協議会を設置し、地域福祉推進のための基盤整備ができた。 地域住民への広報・普及・啓発を目的に機関誌を発行した。 見守り・声かけネットワーク構築と高齢者サロンを開設した。
-----	--

月	会 議 及 び 行 事 等				備 考
4 月	機関誌発行 全戸配布	理事会			
5 月	機関誌発行 回覧	福祉委員会			
6 月	機関誌発行 回覧	〇〇部会	〇〇部会	〇〇部会	
7 月	機関誌発行 回覧				
8 月	機関誌発行 全戸配布	理事会			
9 月	機関誌発行 回覧	福祉委員会			
10月	機関誌発行 回覧	〇〇部会	〇〇部会	〇〇部会	
11月	機関誌発行 回覧				
12月	機関誌発行 全戸配布	理事会			
1 月	機関誌発行 回覧				
2 月	機関誌発行 回覧	理事会			
3 月	機関誌発行 回覧	福祉委員会			
年間を通じて実施した活動	役員会開催（毎月第1土曜日） 高齢者ふれあい・いきいきサロン開催（毎月第3土曜日） 見守り・声かけ活動（福祉委員により毎月1回随時）				
備 考					

見守り・声かけ活動対象者名簿

1	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要援護高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者の家庭 <input type="checkbox"/> 障がい児・者 <input type="checkbox"/> 一人親の家庭 <input type="checkbox"/> その他 ()	氏名	〇〇〇〇	生年	明治・大正 昭和・平成	9年	電話番号	〇〇—〇〇〇〇
		住所	知立市八ツ田町泉44番地						
			活動内容	声かけ訪問(週2回)					
			支援内容	サロン(月1回)					
2	区分	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要援護高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の家庭 <input type="checkbox"/> 障がい児・者 <input type="checkbox"/> 一人親の家庭 <input type="checkbox"/> その他 ()	氏名	〇〇〇〇	生年	明治・大正 昭和・平成	年	電話番号	
		住所							
			活動内容	声かけ訪問(週1回)					
			支援内容						
3	区分	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 要援護高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の家庭 <input type="checkbox"/> 障がい児・者 <input type="checkbox"/> 一人親の家庭 <input type="checkbox"/> その他 ()	氏名	〇〇〇〇	生年	明治・大正 昭和・平成	年	電話番号	
		住所							
			活動内容	声かけ訪問(週1回)					
			支援内容	ゴミ出し支援(週2回)					
4	区分	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要援護高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者の家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児・者 <input type="checkbox"/> 一人親の家庭 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (一人暮らし)	氏名	〇〇〇〇	生年	明治・大正 昭和・平成	年	電話番号	
		住所							
			活動内容	買い物支援(週2回)					
			支援内容	サロン(月1回)					
5	区分	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要援護高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者の家庭 <input type="checkbox"/> 障がい児・者 <input type="checkbox"/> 一人親の家庭 <input type="checkbox"/> その他 ()	氏名		生年	明治・大正 昭和・平成	年	電話番号	
		住所							
			活動内容						
			支援内容						
6	区分	<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要援護高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者の家庭 <input type="checkbox"/> 障がい児・者 <input type="checkbox"/> 一人親の家庭 <input type="checkbox"/> その他 ()	氏名		生年	明治・大正 昭和・平成	年	電話番号	
		住所							
			活動内容						
			支援内容						

ふれあい・いきいきサロン参加者名簿
 (高齢者・障がい者・子育て)

開催日	平成20年8月15日(水) 13:00~16:00		
開催場所	福祉の里公民館		
氏名	年齢	住所	備考
○ ○ ○ ○	88歳	知立市八ツ田町泉43番地99	
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
○ ○ ○ ○			
□ □ □ □		スタッフ	
□ □ □ □		スタッフ	
□ □ □ □		スタッフ	

地区社会福祉協議会の活動の手引き

発行 2008年3月

社会福祉法人知立市社会福祉協議会

〒472-0012 知立市八ツ田町泉43番地

(知立市福祉の里八ツ田内)

電話 0566-82-8833

FAX 0566-83-4607